別表六㈨付表の記載要領第１号中「。第３号」を「。第４号」に、「所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条」に、「令和６年旧措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第11号㈡中「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(九)「４」) (3)」」を「「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「13の計」)－(別表六(九)「６」) (3)」」に改め、同号㈢中「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(九)「５」) (5)」」を「「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (別表十八(二)「14の計」)－(別表六(九)「７」) (5)」」に改め、同号㈣中「「他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(九)「８」) (9)」」を「「他の通算法人の平均売上金額の合計額 (別表十八(二)「15の計」)－(別表六(九)「10」) (9)」」に改め、同号㈤中「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「16」) (18)」」を「「他の通算法人の調整前法人税額の合計額 (別表十八(二)「16の計」)－(別表六(九)「23」) (23)」」に、「別表六(九)付表「18」」を「別表六(九)付表「23」」に改め、同号㈥中「「税額控除可能分配額 (24)×(25) (26)」」を「「税額控除可能分配額 (32)×(33) (34)」」に改め、同第四号を削り、同第11号中「「合算税額控除割合 ((12)、(13)又は(14))＋((12)、(13)又は(14))×(15) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」を「「合算税額控除割合 ((12)、(18)、(19)又は(20))＋((12)、(18)、(19)又は(20))×(13) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)」」に、「令和８年３月31日」を「令和11年３月31日」に改め、同号を同第四号とし、同第11号の次に次の１号を加える。

３　「(14)」から「(16)」まで、「(18)」から「(20)」まで、「(26)」、「(27)」、「(29)」及び「(30)」の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋(別表六(九)「７」) (6)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

別表六㈨付表の記載要領第五号中「「法人税額基準額 ((19)＋(別表六(十三)「９」))×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21)) (23)」及び「(34)の当期税額基準額 (34)×(0.25＋((20)と(22)のうち高い割合)又は(21)) (35)」」を「「法人税額基準額 ((24)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋((25)と(26)のうち高い割合)又は(27)) (28)」、「法人税額基準額 ((24)＋(別表六(十三)「12」))×(0.25＋((25)と(29)のうち高い割合)又は(30)) (31)」及び「(42)の当期税額基準額 ((42)×(0.25＋((25)と(26)のうち高い割合)又は(27)))又は((42)×(0.25＋((25)と(29)のうち高い割合)又は(30))) (43)」」に改め、同第七号中「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額 (33)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額 (41)」」に改め、同第八号中「「(33)の法人税額相当額 (34)」」を「「(41)の法人税額相当額 (42)」」に、「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額 (33)」」を「「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額 (41)」」に改め、同号後段を削り、同第九号中「「調整後税額控除可能額 ((17)と((23)－(35))のうち少ない金額) (36)」」を「「調整後税額控除可能額 ((22)と(((28)又は(31))－(43))のうち少ない金額) (44)」」に改め、同号(1)中「(23)－(35)」を「((28)又は(31))－(43)」に改め、同号(2)中「(17)と((23)－(35))」を「(22)と(((28)又は(31))－(43))」に、「＋(30)」を「＋(38)」に改める。

別表六㈩の表を次のように改める。